

平成30年7月5日

「電子決済等代行業者に求める事項の基準」の公表について

株式会社名古屋銀行（頭取 藤原 一郎、以下「当行」）は、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）に則り、「電子決済等代行業者に求める事項の基準」を制定いたしましたので、お知らせいたします。

当行は、電子決済等代行業者とのオープン・イノベーション（連携・協働による革新）の重要性に充分配慮しつつ、より質の高い金融サービスを当行に口座を保有するお客さまが安心してご利用いただけるよう、銀行業務の健全かつ適切な運営を行う観点をもって、お客さまのニーズが高い分野を中心に、電子決済等代行業者との連携及び協働を図ってまいります。

なお、「電子決済等代行業者に求める事項の基準」の内容は、別紙をご参照ください。

以上

＜電子決済等代行業者に求める事項の基準＞

株式会社名古屋銀行（以下、「当行」）は、銀行法第 5 2 条の 6 1 の 1 1 に基づき、当行が電子決済等代行業者と契約を締結するにあたり、電子決済等代行業者に求める事項の基準（以下（「本基準」）を制定いたします。

I. 本基準について

1. 当行が電子決済等代行業者と契約を締結するにあたり、電子決済等代行業者に対して本基準の充足を求めるものとします。
2. 契約締結後に電子決済等代行業者が本基準に充足しなくなったと当行が判断した場合には、以降の接続の制限や停止、契約の解除等の措置を講じる場合があります。
3. 本基準は、法令諸規則の改正やその他諸般の状況の変化、その他相当の事由がある場合、当行ホームページへの掲載により変更できるものとします。

II. 本基準の内容

1. 情報・セキュリティ管理体制

- (1) 情報・セキュリティ管理に関する責任の所在・対象範囲が明確であること
- (2) 情報・セキュリティ管理ルールが適切に整備されていること
- (3) モニタリングや監査の実施等、セキュリティ管理体制の定着がなされていること
- (4) 情報・セキュリティ管理に関して、役職員のセキュリティに対する周知徹底が図られていること
- (5) 情報・セキュリティ管理に関して、不祥事件の発生に対する体制が適切に整備されていること

2. 外部委託先管理

- (1) 電子決済等代行業者がその業務の全部または一部を外部委託事業者に委託（再委託、再々委託を含む。以下同じ。）する場合において、本基準を遵守すること
- (2) 電子決済等代行業者は、その業務の全部または一部を外部委託事業者に委託する場合、当行に対して事前に通知すること
- (3) 外部委託事業者に対して定期的または必要に応じて監査を行うなど、管理のための体制が適切に整備されていること

3. 利用者保護管理体制

- (1) 利用者への説明・相談・情報照会・苦情等に対応する体制が適切に整備されていること
- (2) 利用者への補償対応等利用者保護のための必要な体制を適切に整備し、運用されていること
- (3) 金融犯罪等に対して利用者の被害拡大を未然に防止する体制が適切に整備されていること

4. コンピュータ設備管理

- (1) コンピュータ設備面での情報漏えい対策が適切であること
- (2) コンピュータ設備における情報・セキュリティ管理が適切であること

5. オフィス設備管理

- (1) 重要情報の取扱場所・保管場所の入退室管理が適切であること
- (2) アクセス制限・管理が適切であること

6. システム開発・運用管理

- (1) ウィルス・サイバー攻撃等、外部からの不正アクセス防止に対する適切な対策が講じられていること
- (2) 内部からの不正アクセス防止のためのシステム開発・運用管理が適切であること
- (3) セキュリティ対策の継続的な改善、見直し、高度化が適切であること

7. サービスシステムのセキュリティ機能

- (1) 提供するサービスについて、認証機能を整備し、情報漏えい対策、情報管理が適切であること
- (2) 不正な偽アプリケーションが出回らないよう、適切な対策が講じられていること

8. APIセキュリティ機能

- (1) 認証に係る機密事項の漏えい対策が十分に行われていること
- (2) APIの想定外利用回避のための原則を整備し、APIの想定外利用の脅威に対する適切な対策が講じられていること
- (3) API利用実績の追跡調査を可能にする適切な対策が講じられていること

9. 反社会的勢力の排除

- (1) 電子決済等代行業者、その役員、主要株主が反社会的勢力に該当しないこと、または取引先等で反社会的勢力と関係を有しないこと
- (2) 反社会的勢力排除に係る社内規程・体制等が適切に整備されていること

10. 法令遵守体制

- (1) 電子決済等代行業者の登録を受けており、登録取り消しの恐れがあると判断すべき事由がないこと
- (2) 電子決済等代行業者において法令遵守等の管理・監査体制が適切に整備されていること

11. その他

- (1) マネー・ローンダリングに対する適切な対策が講じられていること
- (2) 金融犯罪に対する適切な対策が講じられていること
- (3) 電子決済等代行業者の経営及び財務の状況が、サービスを継続的かつ安定的に提供するうえで十分なものであること
- (4) サービス提供にあたり当行が必要と判断する内容の契約を締結すること
- (5) 電子決済等代行業者及びそのグループのビジネスが顧客の利便性向上や当行のサービス向上に資するものであること

III. 留意事項

なお、契約に関する受付体制は現在整備中であり、整い次第受付開始いたします。

以上